

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	反映の分類	各府省庁からの検討要請に対する回答(概算要求への反映状況)	再検討要請	提案主体からの意見	「反映の分類」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
110010	中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業における補助対象の拡大	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金(中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業)交付要綱	<p>中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業は、中小企業等グループが島の認定を受けた復興事業計画に基づき、必要な施設の復旧等を行う場合に、国が1/2、県が1/4を補助するもの。</p> <p>①不動産賃貸業の取扱いについては、業種として補助対象外としているものではなく、不動産賃貸事業者が自ら使用する事務所等の復旧は補助対象としている。</p> <p>②(業種)転機に要する経費の取扱いについては、警戒区域等の他の被災地とは異なる特殊事情がある地域に限り、例外的に補助対象経費としている。</p>	<p>補助となる対象経費について、福島県と同様に、岩手県に限り、地域の復興に不可欠である事業に限り、転機も対象として頂きたい。雇用の維持や、産業の復興に寄与する賃貸不動産も補助の対象として頂きたい。</p>	<p>震災前、陸前高田市において不動産賃貸業を営んでおりました。大船渡移務等に申告をしており、陸前高田市のテナントビルの賃貸収入と仙台市のアパート収入を売上として計上してまいりました。ご承知の通り、陸前高田市の物件は全壊損失し、現在の売り上げは、仙台のアパート収入のみです。</p> <p>そこで、中小企業等グループによる施設・設備復旧整備補助事業を活用したいのですが、以下のような問題点がありますので改善を要致します。</p> <p>改善事項として、資金使途が、アパートの建設したいのですが、NGとの回答でした。理由は、復興資金である為、テナントビルはOKであるが、アパートはNGとのことでした。</p> <p>不動産賃貸業として、アパート収入も計上しているのに、なぜ認めて頂けないのでしょうか。ホテル等の宿泊業は、OKなのになぜ認めて頂けないのでしょうか。公営住宅より、民間の賃貸住宅の方がコストが低いと金沢検定院からの報告書に記載してあることより、天下り先や、ゼネコのために、規制をかけているのではと疑念が生じます。再調査価格が、被災した物件の範囲内に収まるのであれば認めて頂けないでしょうか。</p> <p>陸前高田市においては、人口減少が問題となっており、働き手を募集しても人が来ない状況です。理由としては、従業員が内陸部へ転居したことがあげられ、地元雇用の受け皿となる企業が弱り、若手です人口が減少するという悪循環になっております。以上のことより、雇用を促進するうえで、住宅の確保が一善優先順位の高い問題であり内陸に転居した方々や、復興を支援したい外部の方々をよぶ為重要な案件であることから、ご検討宜しくお願い致します。</p>	C	<p>中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業は、あくまでも被災した中小企業等グループの生産、販売、サービスの提供等の事業活動に係る施設・設備の復旧・整備を補助対象としており、商品については、補助対象としていない。不動産賃貸業においては、アパート・マンションだけでなく、テナントビルも商品と見せるため、原則、補助対象として認めていない。</p> <p>ただし、被災した入居者が事業活動を行うために、不動産賃貸事業者から賃借している施設の復旧が必要である場合は、入居者と不動産賃貸事業者が一体となってグループを構成し、復興事業計画に基づき復旧事業を実施する場合には、当該計画に必要不可欠な範囲において、当該施設の復旧に要する経費も補助対象経費とすることは可能としている。</p> <p>なお、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業は、あくまでも原状復旧(被災した施設・設備を元に戻す)を支援する制度であるため、(業種)転機に要する経費は、補助対象経費として認めていない。ただし、福島県の警戒区域等は、高経量等物理的理由により避難を余儀なくされた地域であり、帰還可能となっても事業環境の激変により、震災前と同じ事業を継続・再開することは、他の地域に比べて明らかに困難となっている(例:住民の長務避難により、商圏を失った商店)。このような地域においては、必ず住居環境を改善することが重要である。そのためには、住民の生活に不可欠な生活環境の整備や地域に密着した雇用創出の提供を行う事業者の早期の事業再開が不可欠である。よって、地域の復興に不可欠であると市町村長が認めた場合に限り、例外的に(業種)転機に要する経費を補助対象として認めている。</p>	津波浸水地域では、津波により周辺の住宅等が消失するなど、事業環境の激変により震災前と同じ事業を継続・再開することが浸水地域以外の地域に比べて困難という観点からは福島県の警戒区域等と類似の状況にあるとも考えられるが、当該制度において被災している差を認めること、津波の被害を受けた沿岸地域についても同様の状況であることより、再度ご検討宜しくお願い致します。	<p>回答には、不動産賃貸業においては、アパート・マンションだけでなく、テナントビルも商品と見せる必要があるが、資料1より、不動産賃貸業における設備投資は、会計学上または社会通念上も資産であり、商品であるという回答は、事実誤認です。また、ホテル業等には補助対象経費として認めていることより、不動産賃貸業に認めないことは、業種差別です。また、回答には、福島県は、事業環境の激変により、震災前と同じ事業を継続・再開することは、他の地域に比べて明らかに困難であることとあるが、資料2より、津波の被害を受けた沿岸地域についても同様の状況であることとあることより、再度ご検討宜しくお願い致します。</p>	<p>①不動産賃貸事業者について 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業は、不動産賃貸事業者自体を補助対象としているわけではなく、中小企業等がグループを構成した場合において、地域の復旧・復興に資する経済・雇用を創出する事業(以下、「共同事業」と記載)を行うのに必要な施設等の復旧事業を補助する制度である。 そのため、アパート・マンション、テナントビルに限らず、賃貸事業の対象となる施設・設備については、原則、補助対象外としている。 一方、例えば、アパートであっても、復興や復旧に資する物販、サービスを行う店舗を設置しようとする場合は、その店舗と一体となって共同事業を行うのであれば、当該店舗部分の復旧事業は補助対象となる。</p> <p>②転機について 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業は、あくまでも原状復旧(被災した施設・設備を元に戻す)を支援する制度であるため、(業種)転機についても転機目的は対象としていない。従って、ご指摘のありました福島県での転機措置については、警戒区域被災地という特殊事情により、地域の復興に不可欠であると市町村長が認めた場合に限り、例外的に補助対象として認めているもの。 一方、岩手県であっても、例えば、アパートにおいて、復興や復旧に資する物販、サービスを行う店舗を設置しようとする場合は、その店舗と一体となって共同事業を行うのであれば、当該店舗部分の復旧事業は補助対象となる。</p>	1 0 2 1 0 1 0	個人	岩手県	経済産業省	